気まぐれ通信　2022／01

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信は、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革関連のトピックスをご紹介するものです。　監査法人 ユウワット会計社

****

社会福祉充実計画について

平成28(2016)年の社会福祉法改正により、社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下可能な財産(社会福祉充実残額。以下「充実残額」と言います。)を明確化し、充実残額が生じた場合には、法人が策定する社会福祉充実計画(以下「充実計画」と言います。)に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みが構築されました(社会福祉法第55条の２)。そして充実計画は、①社会福祉事業及び法第２条第４項第４号に規定する事業に該当する公益事業(いわゆる小規模社会福祉事業)、②地域公益事業、③公益事業のうち①及び②に掲げる事業以外のもの、の全部又はいずれかを実施する内容を記載することが通知(「社会福祉法第 55 条の２の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年１月14日付 福祉関連３局長連名通知)：以下「前出の通知」と言います。)に定められています。

実際の充実残額と充実計画を見ると、令和２年３月期決算において充実残額を計上している社会福祉法人は、集計した20,524法人のうち9.7%に当たる2,001法人、その合計額は4,282億2,167万円で、１法人当たりでみると最高額は173億1,440万円、最少額は5万円、平均額は２億1,400万円でした。そのうち既に充実計画を作成している社会福祉法人は1,644法人でその合計額は4,501億3,920万円でした。しかし②の地域公益事業を計画している法人は68法人で、その合計額は56億658万円と全体の1.2%、③のその他の公益事業を計画している法人は 39 法人で合計額は 106億4,867万円と2.4%に過ぎません。すなわち全体の96.4%が①の社会福祉事業・小規模社会福祉事業に活用される計画となっています。

もっとも①の社会福祉事業・小規模社会福祉事業の計画額が大きい原因としては、前出の通知に「…充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならず、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること」と記載されていることが考えられます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が長期化している状況下にあって、非正規雇用労働者やフリーランス等、経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットの構築や、地域で孤立している方への支援、さらには共助・共生社会づくりなどが求められています。昨年６月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021(いわゆる「骨太の方針2021」)」においても「社会福祉法人の「社会福祉充実財産(＝法令上は充実残額：当法人注)」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策」が求められており、昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」では、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等が謳われています。

こういった状況を踏まえ、今月５日に厚生労働省から「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について(社会・援護局長通知)」が発出されました。内容としては、充実計画の策定に当たって、②の地域公益事業の積極的な実施と、職員の処遇改善の可能な限りの積極的な検討を呼び掛けています。後者は③として実施することが可能です。

前出の通知は改正されていませんので、手続等に変更は有りませんが、充実計画の策定における重点の置き方の見直しを促す通知であると理解することができるでしょう。

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記ＨＰを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

https://iuvet.jp

監査法人 ユウワット会計社

©2023 監査法人ユウワット会計社